

## 高知県交通安全推進県民会議交通安全功労者等表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全意識の高揚、交通事故防止等交通安全活動の推進に関し、顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の区分)

第2条 表彰は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通安全功労者表彰
- (2) 交通安全功労団体表彰

### (表彰の対象)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて、高知県交通安全推進県民会議会長（以下「会長」という。）が行う。

- (1) 多年にわたり交通安全指導等交通事故防止活動に献身的に従事し、かつ、創意工夫の下に円滑な交通安全の推進に顕著な功績があったもの
- (2) 多年にわたり地域の交通安全組織の設立、指導又は育成に努め、交通安全意識の高揚等に顕著な功績のあったもの
- (3) 地域、職場等において交通安全運動を積極的に推進し、交通事故の防止及び交通安全思想の普及・啓発に顕著な功績のあったもの
- (4) 交通安全のために実効ある発明若しくは考案をし、又は私財を投じて交通安全施設の整備充実等に尽くし、交通安全対策に顕著な功績のあったもの
- (5) 交通安全事業に積極的に協力し、交通安全の推進に顕著な功績のあったもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、表彰に値する顕著な功績のあったもの

### (表彰の推薦)

第4条 交通安全功労者表彰及び交通安全功労団体表彰の被表彰者の推薦は、市町村長又は交通安全関係団体の長（支部長等を含む。）が所轄警察署長と協議の上、行うものとする。

(推薦関係書類)

第5条 前条の推薦は、推薦書(別記様式1)に、交通安全功労者表彰の場合は交通安全功労者表彰推薦調書(別記様式2)、交通安全功労団体表彰の場合は交通安全功労団体表彰推薦調書(別記様式3)を添えて行うものとする。

(表彰の決定)

第6条 表彰の審査の適正を期するため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、県文化生活スポーツ部県民生活課長、警察本部交通部交通企画課長、県交通安全指導員協議会会長、県交通安全母の会連合会会長、県交通安全協会事務局長並びに県教育委員会事務局学校安全対策課長で構成する。
- 3 委員に支障がある場合は、委員が指名する者を代理人として出席させることができる。
- 4 交通安全功労者表彰及び交通安全功労団体表彰は、審査委員会の選考結果に基づき会長が決定する。

(表彰の回数)

第7条 表彰は毎年1回行う。

(追彰)

第8条 表彰される者が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

別記様式 1

文 書 番 号  
令和 年 月 日

高知県交通安全推進県民会議会長  
高 知 県 知 事 様

推薦団体の長 職 氏 名

令和 年度交通安全功労者（功労団体）表彰について（推薦）

標記について、下記のもの表彰していただきますよう関係書類を添えて推薦します。

記

1 個人の部

別記様式 2 記載のとおり

計 \_\_\_\_\_ 名

2 団体の部

別記様式 3 記載のとおり

計 \_\_\_\_\_ 団体

## 年度交通安全功労者推薦調書

					推薦順位	位
推 薦 市町村・ 団体 名		ふりがな 氏 名		生年月日 年 齡	年 月 日 ( 歳)	
現 住 所						
表 彰 歴						
功績内容						
そ の 他  参考事項						

## 年度交通安全功勞団体推薦調書

					推薦順位	位
推 薦 市町村・ 団体 名		ふりがな 団 体 名		設立(発足) 年月日	年 月 日	
ふりがな 団体 代表者名			所在地			
表 彰 歴						
功績内容						
そ の 他 参考事項						